

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
No	質 問 事 項	回 答
1	入札書に記載する日付は作成日によろしいでしょうか。	よろしい。 ただし、入札参加資格の合格通知を受けた日から、入札書の提出期限までの間の日付を記載すること。
2	全施設季節別プランで応札希望ですが、ご提示いただいた電気料金総価内訳、様式1のと通りの単価設定は必須でしょうか。必須ではない場合、単価設定が季節別プランではない施設については様式1の内訳書を修正してもよろしいでしょうか。	様式1の区分毎の単価設定は必須ではありません。 積算に使用する電力量は仕様書に示す値に基づくものとする。
3	入札書、内訳書(様式1)は割印をする必要はございませんか。必要な場合、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	割印の必要はありません。
4	令和6年2月14日開封の入札について、複数案件応札予定でございますが、送付先が『鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係』御中なので、郵送する外封筒は1つに纏めてもよろしいでしょうか。	よろしい。 ただし、各入札書は個別の封筒に封入すること。
5	契約書(案)がございましたが、落札者様式の契約書のご対応は不可でしょうか。以下鹿児島県様書式を前提に質問いたします。	原則、契約書(案)の条文の追加、変更はできない。
6	契約電力は、現状の契約電力から変更されてますでしょうか。(500kW以上の施設)	500kW以上の施設で契約電力の変更はありません。
7	第6条(使用電力量の計量) 計量日に関する記載がございますが下記文言追記に修正をお願いしますか。 毎月末日の24時に⇒『毎月1日午前0:00に』	契約書第6条の一部を次のように修正する。 『毎月末日の24時』→『毎月末日の24時(月初日の午前0時)』

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
8	<p>第6条(使用電力量の計量)第8条(支払)記載では「計量結果の通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面:計量⇒通知⇒請求 実情:計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただくなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p> <p>と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	承知する。
9	<p>第8条(支払)4項記載の遅延利息についてですが下記内容に修正可能でしょうか。</p> <p>⇒料金の支払いが期限内に支払われない場合甲は、遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。</p>	<p>原則、契約書の遅延利息の率は数字を記載することとなり、契約書(案)の修正はできない。</p> <p>なお、第8条(支払)に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、「支払遅延防止法」第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率となります。</p>
10	<p>月々の支払いは、お振り込みでしょうか、口座振替でのご対応でしょうか。</p>	月々の支払いは振り込みとなる。
11	<p>第〇条(違約金・・)</p> <p>甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価明細書に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価明細書に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての条項は追加出来ません。

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
12	第14条(規定以外の事項) 定めのない事項につき協議を行う際に2項に「乙の電力需給約款参照の上」を追記お願いしますか。	定めのない事項につき協議を行う際の条項に「乙の電力需給約款参照の上」の追記は出来ません。 ただし、契約書(案)第11条2項により定めのない事項については「乙の電力需給約款」を参照の上協議することは可能です。
13	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化に移行いたしました。 お客様にはWEB上の「お客様ページ」にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願います。	承知する。 なお、契約書(案)第2条に『(債権者が管理する専用サイト等で発行する請求書)』と条文の追記を行う。 また、検針結果については請求書の内訳書をもって検針票として差し支えない。
14	計量日は毎月1日でしょうか	No.7のとおり
15	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受変電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の契約に影響する工事予定があるのは「鹿児島県有施設その9(12施設)で使用する電気」になる。 工事予定については仕様書のとおりです。 なお、工事は計画中であり、実施するかは決定しておりません。
16	契約に至った場合は、今回のお見積りに適用しております現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(単価)を固定するものではありません。 別紙及び覚書参照	仕様書に記載のとおり入札価格に、燃料調整額は含まないこととしています。 なお、燃料費調整額については契約書(案)第14条1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件並びに選択供給条件によることとなります。 また、九州地区の旧一般電気事業者が令和6年4月から適用する燃料調整費の前提諸元等の見直しを公表しているが、入札価格の算定にあたって考慮する燃料費調整の前提諸元(算定諸元)については、九州地区の一般電気事業者が令和5年11月に適用している現行の燃料費調整の前提諸元によるものとする。 なお、契約書(案)第7条により契約単価は、甲乙協議の上これを改定することができる。

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
17	<p>【資格に係る詳細事項について】 提出する書類①～④は九州電力株式会社との接続供給兼基本契約書で替えさせていただきますことは可能でしょうか。</p>	資格に係る詳細事項の詳細①～④を満たしている書類であれば可とする。
18	<p>【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>よろしい。 ただし、見積金額の調整料金(各種割引等)には「電気・ガス価格激変緩和対策措置」による値引きは含まないこととする。</p>
19	<p>【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>	No.13のとおり
20	<p>【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。 分割請求の記載がある場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますがご了承いただけますでしょうか。</p>	承知する。

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
21	<p>【契約電力について】 現在の契約電力をご教示ください。 また、現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	現在の契約電力については仕様書に示す予定契約電力を参考とする。ただし、協議制となる場合は契約書(案)第5条第2項のとおり協議させていただきます。
22	<p>【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。</p>	No.7のとおり
23	<p>【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。</p>	仕様書に記載のとおり
24	<p>【料金の請求について】 契約書第6条及び第8条、入札説明書18にて「受注者が使用電力量等を受領後に通知し、県の検収後に電気料金を請求できる」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	承知する。

質 問 回 答 書

件名	鹿児島県有施設その1からその10で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
25	<p>【料金の算定期間について】 計量日が1日以外であって次年度も契約継続となった場合、年度月末に臨時清算をご希望の場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため(託送供給約款より)電力使用量の確定値が出ませんので、電力使用量は速報値での請求となります。ご了承いただけますでしょうか。また、臨時清算の希望がない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	計量日については、No.7のとおり。
26	<p>【入札保証金の免除について】 過去の実績により入札保証金の免除を希望する場合、入札参加資格確認書類の提出時に契約書の写しを提出すれば良いでしょうか。 もし別の手続きや提出書類があればご教示ください。</p>	入札保証金については、入札説明書12(2)のとおり、契約履行証明書の提出とする。
27	<p>【歴史・美術センター黎明館の契約種別について】 弊社では業務用休日エコノミー電力A-1のメニューがない為、夏季とその他季に分けての単価設定となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 ご請求書への記載も夏季休日・夏季平日ではなく、その他季休日、その他季平日ではなく、夏季とその他季となります。</p>	承知する。
28	<p>【県立博物館の契約種別について】 弊社では業務用休日エコノミー電力Aのメニューがない為、夏季とその他季に分けての単価設定となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 ご請求書への記載も夏季休日・夏季平日、その他季休日・その他季平日ではなく、夏季とその他季となります。</p>	承知する。